

那覇市公報

第 1 8 6 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 地籍調査の実施について（技術総務課）…………… 902
- 特例道路占用区域の指定について（道路管理課）…………… 903
- 都市景観資源の指定解除について（都市計画課）…………… 904
- 令和6年(2024年)9月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 905
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課）…………… 906
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について
（保護管理課）…………… 907

◇ 公 告 ◇

- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）…… 908
- 令和5年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 913

告 示

那覇市告示第 193 号
令和 6 年 7 月 12 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 知念 覚

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 事業計画が告示された年月日 | 令和 6 年 6 月 28 日 |
| 2 | 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 | 調 査 地 域 | 那覇市（古波蔵 3 丁目） |
| 4 | 調 査 期 間 | 令和 6 年 7 月 12 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 233 号

令和 6 年 8 月 6 日

掲 示 済

特例道路占用区域の指定について

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 2 項の規定に基づき下記の路線を特例道路占用区域に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

那覇市長 知念 覚

1. 特例道路占用区域指定路線

路線名	牧志壺屋西線
特例道路占用をする区域	てんぶす那覇ポケットパーク
住所または地番	那覇市牧志三丁目 117 番 2 外
区域内に設けられる施設等	・ オープンカフェ及びマーケット ・ 物販及び食事施設 ・ ベンチ等ストリートファニチャー ・ 広告塔

2. 特例道路占用区域図



那覇市告示第 238 号
令和 6 年 8 月 8 日
掲 示 済

都市景観資源の指定解除について

那覇市都市景観条例第 25 条第 5 項の規定に基づき、下記の物件を都市景観資源の指定から解除したので、同条第 6 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 知念 覚

記

解 除

No	名 称	所在地	所有者・管理者
2	首里金城町のアカギ	首里当蔵 3 丁目 (首里城公園南線)	那 覇 市

那覇市告示第 255 号
令和 6 年 8 月 23 日
掲 示 済

令和6年(2024年)9月那覇市議会定例会の招集について

令和6年(2024年)9月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- 1 招 集 の 日 令和6年9月2日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 268 号

令和 6 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
オリブ山訪問看護ステーション		令和 6 年 8 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 1 丁目 151 番地の 5 ネクスコート濱元 1 階 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地)	

那覇市告示第 269 号

令和 6 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
那覇市地域包括支援センター石嶺		令和 6 年 8 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 13 番 1 (那覇市首里石嶺町 2 丁目 97 番 1)	
訪問看護ステーションピース		令和 5 年 7 月 1 日
所在地	那覇市旭町 122-29-1406 (那覇市前島 2 丁目 7 番 1 号 301)	
オリブ山訪問看護ステーション		令和 6 年 8 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 1 丁目 151 番地の 5 ネクスコート濱元 1 階 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地)	
ヘルパーステーションオリブ山		令和 6 年 8 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 1 丁目 151 番地の 5 ネクスコート濱元 1 階 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地)	

公 告

那覇市公告第 428 号
令和 6 年 8 月 14 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1．入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 6 年度 那覇市し尿等下水道放流施設
活性炭取替業務委託
- (2) 履行期間： 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所： 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬 1-5-11）
- (4) 業務概要： 別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2．入札参加資格要件

- (1) 那覇市の入札参加者資格名簿に「薬品、衛生材料、医療機械器具、理科機械器」で業種登録済の県内業者。
- (2) 別紙仕様書で指定する規格の活性炭を取り扱っている業者。

3．入札保証金

免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

4．契約保証金

免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号による）

5．本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：伊集

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

6．入札及び開札日程

日時：令和6年9月10日（火）午前10時

場所：那覇・南風原クリーンセンター管理棟2階

クリーン推進課 会議室

7．入札の無効

入札心得を参照。

8．落札者の決定方法

入札心得を参照。

9．入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10．対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和6年9月9日までとする。

活性炭取替業務委託仕様書

本委託は、那覇市し尿等下水道放流施設に設置されている、脱臭設備の脱臭用活性炭を交換し、正常な機能を維持することを目的とする。

1 取替場所

那覇市し尿等下水道放流施設内活性炭吸着塔
（沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号）

2 履行期日

契約締結日から令和7年3月31日

3 契約方法

総価による業務委託契約（一般委託）

4 活性炭の種類及び規格

ヤシ柄破碎炭（低濃度臭気除去用）

5 活性炭取替日

協議の上、那覇市が指定する。

6 現場代理人等の選任

本業務に着手する前に、「着手届」、「現場代理人及び主任技術者届」、「作業員名簿」、「工程表」、「施行組織表」、「緊急連絡一覧表」を提出すること。

7 取替活性炭の破化テスト

取り替えた使用済み活性炭については、活性炭の劣化状況が分かる破化テストを行い、そのデータを提出すること。試験項目及び分析方法是次の表のとおりとする。

試験項目	分析法（規格値）
ベンゼン吸着量（質量分率％）	JIS K 1474 （30 以上）
充填密度（Kg/m ³ ）	JIS K 1474 （380～520 以下）
Ph 値（-）	JIS K 1474
乾燥減量（質量分率％）	JIS K 1474 （5 以下）
揮発分（質量分率％）	JIS M 8812
硬さ（質量分率％）	JIS K 1474 （90 以上）
粒度分布（質量分率％） 2.36～4.75[mm]	JIS K 1474 （90 以上）

8 「完了届」及び「作業報告書」の提出

「完了届」及び10（7）で定める「作業報告書」は取替実施後速やかに提出すること。

9 活性炭吸着塔

（1）概要

本装置は、低濃度臭気及び薬液洗浄塔で除去しきれない微量臭気を塔に充填した活性炭により吸着除去する。

（2）本装置の機器の仕様は下記のとおりである。

型 式：横型固定床式活性炭吸着塔

寸 法：2,100L×3,100W×2,100H

処理風量：185 m³/分

本体材質：FRP

吸 着 剤：ヤ柄炭

充 填 量：2,238kg

数 量：1 基

10 業務内容

- （1）那覇市し尿等下水道放流施設において、脱臭設備の一部である活性炭吸着塔の使用済み活性炭を全て抜き出し、新しい炭を充填した後、活性炭吸着塔への設置及び復旧作業を行う。ネットの取替えを含む。

ア 充 填 量 2,238kg

イ 種 類 ヤ柄破碎炭（低濃度臭気除去用）

- （2）塔の内部に入るときは、必ず酸欠状態でないことを確認した後に作業にとりかかること。（酸素濃度計を使用すること）。必要があれば有毒ガス等の濃度測定や換気設備等の設置を行うこと。

- （3）取替作業には、吸着塔内外の清掃及び吸着剤出入口。吸着塔点検口の点検、補修も含むものとする。各所パッキン等は劣化がなくても取替るものとする。

- （4）作業中は適切な安全対策を行い、保護具を使用すること。

- （5）作業日程、作業方法については、事前に監督員と協議し決定するものとし、工程表を提出後に作業にかかるものとする。

- （6）作業にあたっては、現場責任者を常駐させ、現場管理及び連絡作業にあたらせること。

- （7）作業報告書には、以下の項目を記載すること。

ア 作業日、作業開始終了時刻、及び作業内容

イ 作業従事者名簿

ウ 作業前・作業中・作業後の状況がわかる写真

エ 新しい炭の各品質証明書及び納入量証明書

オ 空塔速度、活性炭接触時間計算書

- （8）作業中に施設及び機器等を破損、汚損したときは、監督員に報告し、確認のうえ受託者の責任において速やかに原形復旧すること。

- （9）作業に伴って発生する廃棄物は、受託者において関係法令に従い適切に処理すること。なお、抜き出した活性炭については、那覇・南風原クリーンセンターで焼却処分すること（処分手数料は免除とする）。

11 特記事項

活性炭充填後の処理風量は 185 m³/分とする。確認にあたっては、風速等を計測し作業報告書の中で計算書を提出するものとする。

12 保証

業務完了から1年以内に脱臭性能が例年と比較して悪化していると市が認め、その原因が本業務委託契約の履行に起因する場合は、受注者の負担で速やかに取替または補修を行わなければならない。

13 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

那覇市公告第 445 号
令和 6 年 8 月 20 日
掲 示 済

令和5年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、令和 5 年度的那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 知念 覚

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、令和 5 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所 総務部人事課
電話：098-861-7499
FAX：098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防局長を任命権者とする消防局及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防局長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、館長、消防司令長等
- (4) 主幹級 : 主幹、専任館長、消防司令、園長、専門主幹、教育保育指導主幹、総合現業主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、児童館長、教頭、消防司令補、指導主事、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、消防士長、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、消防士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		74	0	0	0	6	17	1	98
昇任者数	部長級	4	0	0	0	1	1	1	7
	副部長級	6	0	0	0	1	2	0	9
	課長級	13	0	0	0	2	3	6	24
	主幹級	30	0	0	0	4	5	7	46
	主査級	45	0	0	0	10	8	7	70

(単位：人)

※採用者数は、割愛採用者を除いた人数です。

イ 退職者数(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		37	0	0	0	19	8	3	67
内訳	定年	0	0	0	0	0	0	0	0
	勸奨	7	0	0	0	2	1	1	11
	その他	30	0	0	0	17	7	2	56

(単位：人)

※勸奨の対象となる職員は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員です。

※その他には、普通退職、割愛退職、定年引上げによる定年前退職者等を含みます。

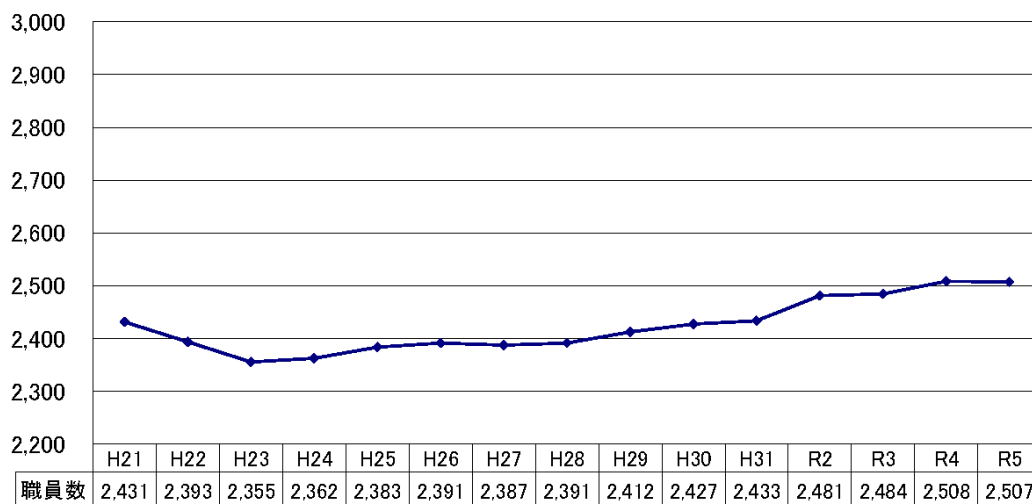
(2) 職員数に関する状況

職員数（令和5年4月1日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	14	1	0	0	2	1	1	19
	副部長	16	1	1	1	3	3	2	27
	課長	103	3	1	5	20	14	15	161
	主幹	221	6	1	1	25	26	30	310
	主査	370	7	2	1	71	78	43	572
	係員	963	2	3	0	201	175	74	1418
計		1687	20	8	8	322	297	165	2507
会計年度任用職員 （フルタイム職）		50	0	0	0	14	0	0	64

（単位：人）

職員数の推移



※各年4月1日現在（単位：人）

※那覇市立病院は、平成20年4月1日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※職員数には、派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

令和5年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（専門職）

(ア) 日程

5月18日	市ホームページ公表
6月18日 又は	
6月18日～7月2日のうち1日	第1次試験
7月12日	第1次試験合格発表
7月29日 及び 30日	第2次試験
8月23日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種 記号	申込者 数 (A)	一次試 験受験 者数 (B)	一次試 験受験 率 (B/A)	一次試 験合格 者数 (C)	一次試 験合格 倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試 験（最 終） 合格倍 率 (B/E)
1	上級土木職	A	38	31	81.6%	23	1.35	22	17	1.8
2	上級電気職	B	12	10	83.3%	10	1.00	9	2	5.0
3	上級化学職	C	9	7	77.8%	6	1.17	4	1	7.0
4	中級土木職	D	2	2	100%	2	1.00	1	0	0.0
5	臨床心理士	E	1	1	100%	1	1.00	0	0	0.0
6	学芸員(考古)	F	6	6	100%	3	2.00	3	1	6.0
7	保育教諭職	G	37	32	86.5%	14	2.29	14	5	6.4
8	保健師職	H	30	27	90.0%	12	2.25	12	2	13.5
9	衛生監視職	J	14	12	85.7%	7	1.71	5	2	6.0
	計		149	128	85.9%	78	1.64	70	30	4.3

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（行政職・消防職等）

(ア) 日程

7月19日	市ホームページ公表
9月18日又は	
9月9日～25日のうち1日	第1次試験
10月11日	第1次試験合格発表
11月5日及び6日	第2次試験
12月16日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分		職種記号	申込者数 (A)	一次試験受験者数 (B)	一次試験受験率 (B/A)	一次試験合格者数 (C)	一次試験合格倍率 (B/C)	二次試験受験者数 (D)	二次試験(最終)合格者数 (E)	二次試験(最終)合格倍率 (B/E)
1	行政職Ⅰ	上級行政	A	358	224	62.6%	75	3.0	63	25	9.0
2		中級行政	B	106	56	52.8%	26	2.2	21	7	8.0
3		初級行政	C	112	88	78.6%	18	4.9	16	5	17.6
4	行政職Ⅱ	職務経験	M	137	121	88.3%	19	6.4	16	2	60.5
5	行政職Ⅲ	就職氷河期世代	N	183	149	81.4%	11	13.5	9	1	149.0
6	行政職Ⅳ	福 祉 A	D	8	5	62.5%	1	5.0	0	0	－
7		福 祉 B	N	6	6	100.0%	3	2.0	2	1	6.0
8	行政職Ⅴ	法 務	E	3	3	100.0%	3	1.0	3	1	3.0
9	行政職Ⅵ	司 書	F	20	18	90.0%	5	3.6	5	1	18.0
10	上級機械		Q	3	2	66.7%	1	2.0	1	1	2.0
11	薬剤師		R	1	0	0.0%	－	－	－	－	－
12	初級土木		G	5	5	100%	1	5.0	1	1	5.0
13	消防職Ⅰ	上級消防	H	27	18	66.7%	8	2.3	7	4	4.5
14		中級消防	J	38	20	52.6%	13	1.5	11	2	10.0
15		初級消防	K	47	33	70.2%	15	2.2	14	6	5.5
16	消防職Ⅱ	救 命	L	19	13	68.4%	8	1.6	8	5	2.6
計				1,073	761	70.9%	207	3.7	177	62	12.3

③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（現業職）

(ア) 日程

10 月 16 日	市ホームページ公表
11 月 9 日～23 日のうち 1 日	第 1 次試験
12 月 15 日	第 1 次試験合格発表
1 月 13 日 及び 14 日	第 2 次試験
2 月 2 日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分		職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
現業職	環境整備	S	22	13	59.1%	9	1.44	6	2	6.5
	調理	T	45	37	82.2%	10	3.70	8	2	18.5
計			67	50	74.6%	19	2.63	14	4	12.5

④ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（臨床心理士・薬剤師）

(ア) 日程

10 月 13 日	市ホームページ公表
11 月 9 日～23 日のうち 1 日	第 1 次試験
12 月 15 日	第 1 次合格発表
1 月 13 日 及び 14 日	第 2 次試験
2 月 2 日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
臨床心理士	V	2	2	100.0%	2	1.0	2	2	1.0
薬剤師	—	0	—	—	—	—	—	—	—
計		2	2	100.0%	2	1.0	2	2	1.0

⑤ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（舞台技術者・企画制作者）

(ア) 日程

11 月 20 日 市ホームページ公表
 1 月 9 日 第 1 次（最終）試験
 12 月 15 日 第 1 次（最終）合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
舞台技術者(照明)	W	1	1	100.0%	1	1.0
舞台技術者(音響)	X	2	1	50.0%	1	1.0
企画制作者	Y	4	3	75.0%	1	3.0
計		7	5	71.4%	3	1.0

⑥ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（医師（公衆衛生）・薬剤師）

(ア) 日程

11 月 24 日 市ホームページ公表
 3 月 25 日 第 1 次（最終）試験
 適宜発表 第 1 次（最終）合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
医師(公衆衛生)	－	1	1	100.0%	0	－
薬剤師	－	0	－	－	－	－
計		1	1	100.0%	0	－

⑦ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（医師（産業医）・獣医師）

(ア) 日程

2月1日 市ホームページ公表
 適宜実施 第1次（最終）試験
 適宜発表 第1次（最終）合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
医師(産業医)	—	0	—	—	—	—
獣医師	—	0	—	—	—	—
計		0	—	—	—	—

3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び業績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は職務を遂行するに当たり発揮した能力の程度を、業績評価は職務を遂行するに当たり挙げた業績の程度を評価します。

(1) 人事評価の実施日程

令和5年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談 令和5年5月
 評価面談 令和6年1月

4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
令和3年度	171,159,091	20,490,157	12.0%
令和4年度	178,547,046	20,358,745	11.4%
令和5年度	174,231,947	19,701,708	11.3%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、令和5年4月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

令和6年4月分をあわせて表示します。

給与の種類		令和5年4月分		令和6年4月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給 料 諸 手 当	給料	2,464(38)	2,992(2,178)	2,496(64)	3,025(2,224)
	扶養手当	1,041	226	1,067	222
	住居手当	973	262	988	260
	通勤手当	1,974(23)	71(55)	2,023(43)	73(58)
	時間外勤務手当	1,217(27)	313(119)	1,246(40)	343(195)
	休日勤務手当	210(0)	231(0)	274(0)	221(0)
	夜間勤務手当	224(0)	36(0)	209(0)	39(0)
	管理職手当	210	534	219	519
	特殊勤務手当	443(0)	980(0)	450(0)	930(0)
	期末手当※	2,446(65)	7,527(4,963)	2,466(71)	7,574(4,415)
	勤勉手当※	2,349	6,340	2,356	6,723
	地域手当	4(0)	883(0)	3(0)	926(0)
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	6(0)	1,914(0)	5(0)	1,389(0)
	教員特別手当	21	71	21	70

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※期末・勤勉手当については、それぞれの前年度(6月と12月)における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

令和5年4月現在 1,399(14)人

※ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、保育教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

ア 初任給の状況（令和5年4月1日）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2年経過後	決定初任給	2年経過後
大学卒	196,200	206,600	196,200	206,600
短大卒	179,100	189,600	179,100	189,600
高校卒	166,600	174,900	166,600	174,900

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,154	299,105	346,414
短大卒	245,720	284,758	322,343
高校卒	212,867	249,280	286,925

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分		那覇市	国
令和5年4月	平均給料(俸給)月額	297,603	322,487円
	平均年齢	40.7歳	42.4歳

※会計年度任用職員は職務により給与区分を決定しているため、アからウの表には含まれていません。

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア 扶養手当

(ア) 配偶者……………6,500円

(イ) 配偶者以外の扶養親族（子）……………10,000円

(ロ) 配偶者以外の扶養親族（父母等）…6,500円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額 5,000円を加算

イ 住居手当

(ア) 月額 16,000円を超える家賃の支払者

家賃額により最高 28,000円まで

(例) 家賃50,000円の場合、22,500円

計算式 (家賃－27,000円) ×1/2＋11,000円

(イ) 持家の世帯主……………0円

※平成 25 年 4 月 1 日より廃止

ウ 通勤手当

通勤距離が 2 km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(ア) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額 55,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～31,600円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までです。

(イ) 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
令和3年度	596,705(8,067)	285,368(49,796)
令和4年度	549,618(7,377)	265,773(60,467)
令和5年度	517,536(7,959)	250,259(72,355)

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		18.0%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額（試算）		117,600円
手当の種類（手当数）		14種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	感染症防疫作業手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	救急活動等手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1. 225月分 (1. 225月分)	0. 975月分 (－)	2. 2月分 (1. 225月分)
12月期	1. 225月分 (1. 225月分)	1. 075月分 (－)	2. 3月分 (1. 225月分)
計	2. 45月分 (2. 45月分)	2. 05月分 (－)	4. 5月分 (2. 45月分)
職務級などにより加算措置があります。			

※（ ）はフルタイムの会計年度任用職員の値です。

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 16%を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額30,000円～100,000円です。

※令和5年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円です。

(5) 退職手当の状況**ア 勤続年数ごとの支給割合**

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
※定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年
令和3年度	42(25)	76	1,566(176)	20,935	5.5(1.3)	35.2
令和4年度	42(16)	66	2,231(268)	20,942	7.9(1.8)	35.1
令和5年度	46(23)	31	2,355(338)	19,427	7.6(2.4)	34.3

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※企業（上下水道局）職の職員は除きます。

※定年引上げによる定年前退職者は定年に含んでいます。

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 令和5年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分

(イ) 1日の勤務時間の割振り

午前8時30分から午後0時まで

午後1時から午後5時15分まで

(休憩時間 午後0時から午後1時まで)

(ウ) 週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) 6月23日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況(R5.4.1～R6.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	17.2	17.5	16.6	20.8	17.1	16.7	18.1	17.7
行使率(%)	86.0	87.5	83.0	104.0	85.5	83.5	90.5	88.6

※行使率は平均行使日数/20日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分(最大20日)を含む。

イ 夏期休暇(5日)の行使状況(R5.4.1～R6.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.9	4.6	5	5	4.9	5	4.9	4.9
行使率(%)	98.4	92.0	100.0	100.0	98.0	100.0	98.0	98.0

※行使率は平均行使日数/5日(付与日数)

ウ その他の主な休暇取得者数の状況(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

部局 休暇種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	184	1	0	0	34	12	22	253
出産休暇	40	0	0	0	7	1	1	49
保育休暇	18	0	0	0	3	0	1	22
子の看護休暇	445	7	0	0	78	124	46	700
介護休暇(無給)	5	0	0	0	1	0	1	7

(単位:人)

※私傷病休暇の状況は、5日以上の特期間にわたる場合のみです。

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数の状況(R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	43	2	1	0	5	10	4	65
	女	85	0	0	0	7	1	2	95
	計	128	2	1	0	12	11	6	160
部分休業	男	7	1	0	0	1	0	1	10
	女	48	0	0	0	3	0	1	52
	計	55	1	0	0	4	0	2	62
配偶者同行 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等 休業	男	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	1
修学部分休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)について、令和5年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
病気休職	66	0	0	0	13	2	6	87

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)について、令和5年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	1	0	0	0	0	0	0	1
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	0	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

8 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

令和5年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (R5.4.1 ~ R6.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	109	1	0	0	5	7	22	144

※健康診断(人間ドックを含む。)は、除いています。

(単位:人)

※新型コロナウイルス感染時の職務免除を含んでいます。

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

令和5年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数（R5.4.1～R6.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事 許可件数	66	0	0	0	15	13	26	120

（単位：人）

9 職員の退職管理の状況

令和5年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第11条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修状況（令和5年度）

ア 人事課職員研修グループ主催研修

研修名		回数 (回)	期間 (日・時間)	修了者 (人)	
1	新採用職員前期研修	2	3 日	100	
2	新採用職員後期研修	1	2 日	98	
3	現任 3 年目職員研修	1	1 日	92	
4	現任 6 年目職員研修	1	1 日	80	
5	現任 9 年目職員研修	1	1 日	61	
6	新任主査級職員研修（第 1 回目）	1	1 日	81	
	新任主査級職員研修（第 2 回目）	1	半日	70	
7	新任主幹級職員研修	1	1 日	51	
8	新任グループ長研修	1	1 日	48	
9	新任課長級職員研修	1	1 日	37	
10	管理職特別研修（一部オンライン受講）	1	3.5 時間	191	
基本研修 計		12	－	909	
1	財務会計研修Ⅰ（契約、物品会計）	1	3 時間	55	
2	財務会計研修Ⅱ（出納事務）	1	半日	37	
3	財務会計研修Ⅲ（予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約）	1	半日	37	
4	文書事務研修Ⅰ（初任者）	1	1.5 時間	22	
5	文書事務研修Ⅱ（文書主任・副主任）	1	1.5 時間	22	
6	服務・旅費等基礎研修 （服務事務、会計年度任用職員、安全・衛生、 共済組合、旅費事務）	1	5 時間	46	
7	D X 研修	1	6 時間	21	
実務研修 計		7	－	240	
専門研修	1	法制執務研修（第 1 回目）	1	半日	33
	2	法制執務研修（第 2 回目）	1	3 時間	10
	3	ハードクレーム研修	1	1 日	28
	4	行政手続制度・行政不服審査制度研修	1	半日	14
	5	ファシリテーション研修	1	1 日	27
	専門研修 計		5	－	112
人事課職員研修グループ主催研修 合計		24	－	1,261	

イ 人事課職員研修グループ派遣研修

県外	研修名		回数 (回)	期間 (日・時間)	修了者 (人)
	1	市町村職員中央研修所派遣研修	13	5～11日	13
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	6	5～9日	6
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修 (オンライン受講)	4	1～2日	4
	県外派遣研修 計		23	－	23
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	37	1～3日	112
	県内派遣研修 計		37	－	112
派遣研修合計			60	－	135

ウ 職場研修

研修名	回数 (回)	経費・報償 費 (円)	延べ参加人数 (人)
全部局合計（市立病院を除く）	1,009	13,556,200	11,776

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象：学校事務と学校図書館以外の全職員（ただし、人間ドック等受診者除く） 受診者：1,804人
	消防	対象：全職員（人間ドック受診者除く） 受診者：251人
	上下水道	対象：全職員 受診者：155人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：14人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：3人 対象：障がい福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕検診	市長	受診者：6人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者：155人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：45人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者：42人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者：3,060人（全職員） 受検者：2,396人 受検率：78.3%
	消防	対象者：303人（全職員） 受検者：289人 受検率：95.3%
	上下水道	対象者：194人 受検者：177人 受検率：91.2%

※上記表中、「受診者数等」欄の受診者には会計年度任用職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 月5回（内科118件・精神科180件）
	栄養士による栄養相談		全職員 月1回（嘱託栄養士 47件）
	保健師による健康相談	各支所巡回	3支所 32人
	※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、巡回相談を一時中止していたが、R4年度より順次再開している。	学校給食センター等の巡回	4か所 29人
		こども園等巡回	24か所 160人
		図書館・公民館の巡回	実施なし
		日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ 4,094件
消防	産業医保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員 健診結果などの一般相談、メンタル相談 0件
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認 0件
		新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談（年1回） 0人
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 97件
	所属毎の職場カウンセリング		実施人数：延べ 314人
上下 水道	産業医・保健師による健康相談		対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ 91件 保健師 延べ 399件

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修（ラインケア）	新任G長研修指名職員 課長・副参事級指名職員	5月 職場におけるメンタルヘルス、ラインケア基礎（90分） 10月 職場におけるメンタルヘルス、発達障害の理解と対応（90分）
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	8月 腰痛の緩和、発症予防の講話、実技（120分）
	③熱中症対策－保健師	クリーン推進課	5月 保健師による熱中症予防、発症時の対応（60分）
	④生活習慣病予防研修	人事課の指名する職員 希望者	2月 肥満、脂質代謝異常の改善のための栄養指導（120分）
	⑤メンタルヘルス研修（セルフケア）	現任3年目 新規採用職員 6年目研修指名職員	7月 認知行動療法等、セルフケアについて（90分） 10月 認知行動療法等、セルフケアについて（90分） 11月 認知行動療法、マインドフルネス等、セルフケアについて（90分）
消防	① 新採用職員の健康相談	令和5年度新採用職員中4人	9月 健康相談
	① 救助隊員教育研修	研修受講者	2月 保健師によるメンタルヘルス講習（50分）
	① 救助隊員教育研修	昇任した職員（司令、司令補）	3月 メンタルヘルス、ラインケアについて

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第42条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	運営費	内容	
文化・体育事業	市負担金	各種スポーツ大会（卓球、バドミントン、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。	
補助事業	市負担金	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品購入補助（出先機関のみ）
	市負担金	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	市負担金	レクレーション事業	職場単位でピクニック等を実施した場合、費用の一部を補助
	市負担金	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
給付事業	会員掛金	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
施設事業	使用料・手数料	厚生会館会議室及び、職員専用バイク駐車場の管理運営。本庁舎レストラン、売店の運営委託。	
共済事業	使用料・手数料	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	使用料・手数料	一部店舗で厚生会と指定契約を交わし、職員が利用する際の特別割引の他、立替払い（申請手続き要）を行っている。	

< 運営費 >

- ① 市負担金 那覇市職員厚生会条例に基づく市負担金
職員の給料総額の 1,000 分の 3（令和5年度決算： 37,233 千円）
- ② 会員掛金 那覇市職員厚生会条例に基づく会員（職員）掛金
職員の給与総月額額の 1,000 分 5（令和5年度決算： 59,894 千円）
- ③ 使用料・手数料 会議室や駐車場の使用料及び各種保険手数料等

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数（R5.4.1～R6.3.31）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員	3	0	0	0	4	1	0	8
	非常勤職員等 （労災対象）	11	0	0	0	11	0	0	22
	非常勤職員等 （労災対象外）	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	15	0	0	0	15	1	0	31
通勤災害	常勤職員	1	0	0	0	0	0	0	1
	非常勤職員等 （労災対象）	1	0	0	0	0	0	0	1
	非常勤職員等 （労災対象外）	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	5	0	0	0	0	0	0	5
合 計		20	0	0	0	15	1	0	36

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13 公平委員会の業務の状況について

(1) 令和5年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請0件 未処理0件

(2) 令和5年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請0件 未処理0件

(3) 令和5年度における苦情の処理に関する状況

申請12件 未処理0件

